

峡東地域世界農業遺産 首都圏PRイベント企画運營業務に係る
公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 峡東地域世界農業遺産 首都圏PRイベント企画運營業務に係る公募型プロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、峡東地域世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）に、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 審査方法、評価基準に関すること。
- (2) 企画提案の評価に関すること。
- (3) 受託候補者の選定に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、協議会のうち次に掲げる団体等から選出された9名の委員をもって構成する。

- (1) 笛吹市 産業観光部農林振興課
- (2) 同 産業観光部観光商工課
- (3) 山梨市 農林課
- (4) 同 観光課
- (5) 同 商工労政課
- (6) 甲州市 農林振興課
- (7) 同 観光商工課
- (8) 山梨県農政部峡東農務事務所
- (9) 山梨県農政部農政総務課

2 委員の任期は、所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により一人を定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数の参加がなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として非公開とする。

5 書面により会議を開催する場合は、委員長が各委員へ審査資料を送付し、各委員から提出された評価結果をもって会議に代えることができる。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザル方式の提案者と利害関係がある場合は、議事に加わることができない。

2 委員は、プロポーザル方式の提案者に対して、特定の利益または不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和8年5月27日から施行する。